

第5回薩摩川内市行政改革推進委員会 会議録

開催日時	平成27年8月19日(水) 13:00～16:50	
開催場所	薩摩川内市役所 601会議室	
出席者	委員	吉満会長、小島副会長、外菌委員、上梶委員、中野委員、 徳田委員、山本委員、山下委員
	事務局	行政改革推進課長、同課長代理、同課職員
	傍聴者	なし

□会次第

会次第	主管課・室
1 補助金評価	
(1) 甕島輸送支援協議会補助金	甕はひとつ推進室
(2) 風しん等ワクチン接種等補助金	市民健康課
(3) 社会福祉協議会運営補助金	障害・社会福祉課
(4) 更正保護女性会運営補助金	障害・社会福祉課
(5) 総合福祉会館維持管理補助金	障害・社会福祉課
(6) 薩摩保護区保護司会運営補助金	障害・社会福祉課
(7) 薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金	財産活用推進課

□議事

1 補助金評価

(1) 甕島輸送支援協議会補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 1つ目は、本補助金交付要綱に雇用の創出、労働需要の増加とあるが、これについて具体的なデータがあるか。2つ目は、国の交付金であるが、これは本要綱を見ると市長の関与が出てきていない。会長が申請を受けて、交付の決定をしている。市長の関与は本要綱に記載しなくてよいのか。3つ目は、旅客輸送の主管課は別なのか。

●主管課 1つ目について、1ページの成果指標に新規雇用者数を記載している。甕島については雇用の場がなく、厳しいところもあるが、本補助金を交付することで、地元の方の声を聴き、労働的な部分を支援することを目的としている。実際に、補助金を交付したことにより、1つの業者の方が、

新規雇用として、従業員数を1人増やした。また、ある業者については、本補助金を受け取ったことで若干の賃上げをして、労働需要の増加をしたとの報告を受けている。本補助金を交付することにより、雇用の拡大を期待しているところである。2つ目については、交付金についての市長の関与だが、実は、国の交付要綱があり、補助を受けるためには、市長も入った協議会を結成することが絶対要件である。当然、市も事業者として入り、現在は市長と12の業者がこの協議会の規約を作っている。企画政策部長が会長となって、総会で報告等をしているので、市は常に関与しているとしている。また、国から事後評価を求められており、その提出と、目標に達していない場合は、改善計画を提出しないといけないの

で、市は最後まで関与しなければならない。
3つ目については、当課ではなく、交通貿易課が担当である。

○委員 平成25年度事業実績調書を見ても事業費の約6・7割は補助金で賄われている。本事業は平成25年度から施行されているが、施行前は本補助事業に替わる別の補助事業があったのか。

●主管課 この輸送費の関係の補助金はなかったが、農産物の輸送に対しての補助や、牛の輸送に対しての補助といった個別の品目ごとの補助はあった。本補助制度は、市が戦略産品として、主な産品を選定することに対しての補助であり、今までこのような補助金はなかった。この方々が補助を受けるのは初めてである。

○委員 今まで輸送費は全て事業者負担だったのか。

●主管課 そうである。輸送費支援については、甑島地域を含む離島地域にとってハンデとなるので、国に対しての要望が全国的にかなり強かった。

○委員 要望が強かったから本補助制度を始めたのか。

●主管課 国土交通省が、全国離島振興協議会から要望を受けて平成25年度に離島活性化交付金という制度ができた。

○委員 本補助金は3年間の期間限定とあるが、この期間は国、県からも毎年同額の予算が貰えるのか。国、県からの予算措置が取れない場合、どうするのか。市の一般財源だけで賄うのか。

●主管課 本補助金は3年間だが、離島活性化交付金は続く。薩摩川内市甑島輸送支援協議会を設立する時に、加入していただいている事業者の方々には、品物に対しての補助が出るのは3年間だけと伝えている。市からの補助を求める要望もあったが、今は補助をする予定はなく、3年間限定で話をしている。ただ、3年間では、なかなか効果が見えないということで、本市を含め、

多くの自治体が本補助事業の延長を国に要望している。

○委員 甑島は、このような事業がないと困るのではないのか。

●主管課 事業者の中には、3年間限定の補助金を受け取るためだけに、制度や流通を変えたくないということで、協議会に加入していない事業者もいる。ただ、補助金を多く貰う事業者については、3年間だけであろうと本補助事業を活用していただき、補助金を受け取ったことにより得た利益をその後、活用していただきたいということを説明をした上で参加していただいている。また、本補助事業を継続させていただきたい旨を国に要望している。

○委員 本協議会に加入している各漁協、会社等は本補助金がないと赤字経営なのか。経営が良好で補助金の支給を受けなくても良い所はどのくらいあるのか。市は各事業所の経営状態をどのように把握し、これを補助事業に反映させているのか。

●主管課 本協議会に加入している事業者は、市の他に12の事業所である。一つ一つの事業者の経営状況は、把握できていない。漁業の経営はかなり苦しいものであると思うが、本補助金を受け取ったことにより、利益を得ることができれば、本補助金の国の目的である雇用促進や事業の拡大等に活用していただきたいと願っている。

○委員 日本は、ただでさえ莫大な借金を背負っているのに、経営が安定している事業者については、補助金の減額又は停止をしていただき、本当に助けるべき赤字経営の事業者に対して、補助金を交付すべきである。主管課には各事業者の経営状況を把握した上で、補助事業に反映させていただきたい。

●主管課 今言われた視点については、大事にしながら補助事業を進めていきたいと思う。輸送費については、離島が故に発生

する経費であり、何百万円も掛かる場合もある。この何百万円の元を取るために市場で品物が高く売れたらよいが、それもなかなか難しい。そこで、地域ハンデに対しての補助の要望があったものである。今後、今のご意見を参考にしていきたい。

○**会長** 地方と離島の商品が同じ土俵に上げられるようにという国の政策の一環であろうかと思う。国の補助により、市も同様の額を足して出さなければならないという縛りもあると思うが、自立を促すというところで早く事業体にネームバリューを付けてくださいねとか、加工するところまでを考えた上で補助政策というのは、事業体に打診をするということを期待されるというようなご意見だと思うのでよろしく願います。

○**委員** 甑島から本土への輸送費補助の要請というのはわかるが、その後鹿児島市内や県外に運ばれているのか。また、輸送されてきた品物は薩摩川内市で消費されているのか。輸送費の補助ということだが、薩摩川内市民に対しての貢献度はあるのか。

●**主管課** 品物を薩摩川内市内へというのは少ないと思う。また、本補助は、完全に甑島から串木野港間のみの輸送費補助であり、本補助事業の目的は、甑島における事業者の育成や事業者を通じての雇用の促進であり、このような視点の補助金である。

○**委員** 品物は、薩摩川内市には、ほとんど運ばないけど、予算は薩摩川内市から出すということか。

●**主管課** 薩摩川内市の中の甑島における事業者の育成や事業者を通じての雇用の促進を図るため、薩摩川内市から補助金を出すものである。

○**委員** 現在は、串木野港に品物を輸送しているため、薩摩川内市内には商品があまり流通していないことが考えられる。よって、

薩摩川内市内の港に輸送することができれば、薩摩川内市内にも甑島の品物が流通すると思う。また、成果指標について雇用の確保と強調されているが、輸送費補助が雇用の確保に繋がるのか。

●**主管課** 国の計画書の中では、輸送費の補助をすることにより、島外へ輸送量を増やすことを目的としている。例えば、生産量や島外への搬出量を増やすことで雇用の創出、賃金の引き上げに繋がるとされている。また、直接関連はしないが、事業者に補助金を交付することにより、産業振興ということで地域の活性化に繋げていくような形の事業の目的である。

○**委員** 私も以前、漁協管理をしたことがあるが、輸送費を受け取っても、経営が赤字なのに変わりはない。また、雇用の確保に繋がっていると感じたことはないので、雇用の確保を目的とするのはいかがなものかと思う。また、視点別評価の適格性及び妥当性の項目④について、私と主管課の捉え方が異なるのかもしれないが、本協議会は甑島漁業協同組合や補助金を貰うためだけの団体ではないということを申し添えたい。

●**主管課** 「本補助事業以外に～」と書いてあったので、輸送費補助以外に何か補助事業があるのかと考えたら、本協議会は輸送費補助だけのために構成した協議会だったため、C評価とした。

○**委員** 私と主管課で判断の仕方が違ったのかもしれない。

○**会長** 道の駅「樋脇」遊湯館で取り扱っている魚は、本補助事業での甑島産のものか。

●**主管課** 本補助ではしていないが、農林水産省の交付金があり、そちらの補助事業で不定期に魚を出している。

1 補助金評価

(2) 風しん等ワクチン接種等補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 本補助事業は人口減少問題と密接している補助事業である。本補助事業は地

方自治体レベルのテーマでなく国家レベルで対応しなければならない事業ではないか。人口減少がもたらす影響は、外交・安全保障、税収の落ち込みによる国家財政危機、社会保障制度の崩壊、外国人移民導入問題等数多くの課題を抱える。このような状況にありながら国・県からの本補助事業に対する補助金がゼロというのはどのようなことか。これは一地方自治体の問題ではない。市はこれについて国・県に対してどのような要望を行っているのか。

●**主管課** 国（県）は、平成26年から、抗体検査の補助をしている。本市の抗体検査の補助金は、国（県）の抗体検査から漏れた方を対象として平成26年に追加した。国についての補助金は無いということだが、この風しんの流行の原因は、予防接種を受けていなかった30～40歳の年代の方々が多く集まった地域で風しんが発生したことが原因である。国は、予防接種法に関して、風しんの場合、女性は昭和37年、男性は昭和54年、幼児は昭和61年以降生まれの方を対象に国の補助で予防接種を受けられるようにしている。国としては、国なりに幼児からの予防接種の補助を行っている。

○**委員** 国、県の支出はここにかけないのか。

●**主管課** 本補助金とは別の補助金である。補足する。抗体検査を受けたことがない方が多くいる中で、風しんの流行時期を過ぎてきた方々も多く、風しんの免疫を持っている方が6割ほどいる。風しんの予防接種が必要なのに接種してしまうと風しん予防接種ワクチンの製造が追いつかなくなる。よって、国の方針としては、まずは、血液検査の助成を行い、優先的に子育て、子作りをされる世代、結婚される方は無料で検査をさせるという補助制度を平成26年度から厚生労働省が行っている。

○**委員** 国としての制度でやっているということか。

●**主管課** その通りである。

○**委員** 内部評価は状況を見極め縮小とあるが、本当にこれで良いのか。本補助金の予算措置として、市は毎年風しんの流行度、発生状況を見極め予算措置を講じているが、予算をオーバーするような風しん患者が発生した場合の対応はどのようなのか。今述べたように、人口減少問題は国家レベルのものであり、これに要する予算配分も優先順位の高いものであると認識している。このようなことを踏まえ、本補助金のあり方については、本市在住の母子健康手帳交付者の数を把握するなどして、あらかじめ十分余裕のある予算措置を講じ、余ったら返納などの方策が必要ではないか。

●**主管課** 実際、今までの風しんの発生状況からいくと、全国的に平成20年が303件、平成21年が147件、平成22年が87件、平成23年が371件、流行した平成24年が2,353件、平成25年が5,442件である。予算レベルから縮小するとしても、補助金額を減額するだけでなしにするわけではない。充分賄える範囲内での縮小で考えている。今まで、平成25年度の実績が300万円代だが平成26年度の実績は約140万円である。予算が平成27年度が130万円であり、全国的に見ても約300件の件数であるため、現在の通常の予算でそれをカバーできるだけの金額であり、徐々に先細になるということになる。

○**会長** 国もある程度流行のピークは過ぎたと思っていらっしゃるから、それに併せた市の予算組になっているということですかね。

○**委員** 甌島での申請件数は何件あったのか。

●**主管課** 甌島については、平成25年に約3件の申請を長浜の自衛隊官舎の方から受けた。出産をされる年代の方々とあり、

非常に関心が高く保健師の説明に基づき申請をされた。

○委員 平成26年は何件か。

●主管課 平成26年度については、今のところ数字を把握していない。平成25年度の時点では、まず予防接種をしなさいという制度だった。結婚を機に予防接種をしたいということだったので、お話をしたら予防接種を受けていただいたということである

○委員 申請先・お問い合わせ先が川内保健センターでよいのか。

●主管課 川内保健センターで詳しい説明をさせていただき、申請自体は各支所で受け付けている。電話での問い合わせは、一括して川内保健センターで受けている。

○委員 10・11ページでは、申請先を川内保健センターと限定しているみたいだが、8ページでは川内保健センターまたは各支所と書いてある。

●主管課 申し訳ない。10・11ページについては、川内の会場で母子手帳の交付を受けた方に対してお配りしているものであり、それを今回の資料として添付している。支所で母子手帳の交付を受けた方については、その旨違った形で説明をしている。母子手帳の交付を受けた方には、申請先は支所でも受け付けておりますということで説明している。

○委員 母子手帳の申請は各支所で行えるのか。

●主管課 できる。

○委員 私事で失礼だが、私の嫁が鹿島の支所に母子手帳の交付を受けに行ったら、手打の下甕保健センターで母子手帳の交付を受けてくださいと言われた。わざわざ手打の下甕保健センターまで行かなくても各支所で受け付けをするべきだと思った。

●主管課 申し訳ない。甕島では保健センターを上甕と下甕で1つずつやっている状況である。

○委員 支所でも交付できるようにしていただきたい。

○会長 ご意見があったので、ご検討されたい。

1 補助金評価

(3) 社会福祉協議会運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○委員 前回評価は継続となっており、2ページでは「見直しの上で継続：縮小」となっている。そこで1ページを見ると、市の補助金が約1億6千万円だったのが、平成27年度の予算額は1億円である。6千万円も減った理由は何か。2点目、2ページの視点別評価に自主財源の比率を高めるとあるが、決算状況をみると自主財源は平成25年度から平成26年度にかけては減っているが、自主財源の事業収入というのはどういう収入を組み込んでいるのか。もう一つは、事業計画の事業費についても補助ということだが、総括的にはチェックはしにくい。相当、中身を精査しなければならない。これは、冒頭にも申し上げた6千万円が減った原因にも繋がると思うが、本補助金はどのように精査しているのか。

●主管課 平成26年度社会福祉協議会の事業は、自主事業、受託事業、指定管理事業、合わせて全部で33事業あげてある。障害・社会福祉課で補助を出しているのは、自主事業、基本的な法人部門の管理部門の職員の人件費等についてである。その他の受託事業や指定管理事業等については、それぞれの事業を市が支出し、そこに人を配置したりしているので、その年に応じて受託事業が減ったり増えたりする。そういうことで、法人部門の人件費の人数が若干変わってくるので毎年そこを社会福祉協議会の予算を決める前に協議しながら補助金額等を決めている。毎年、金額に変動が出てくる。その時の給与の高い人そういう人の張り付け等にもよるが、それよりも人数等が一番主だが、法人部門、その他の事業の占める割合により、金額は変わってき

ている。

○委員 それで6千万円も減るのか。

●主管課 平成27年度については、高齢・介護福祉課が権利擁護事業の関係で補助事業を持ってきた。その関係で補助金額が減るところである。

○委員 別立てであるということか。若干どころではなく、6千万円である。

●主管課 権利擁護事業ということで、市の高齢・介護福祉課の補助事業の人件費をそこで見ているため、こちらを減らした。

○委員 その人件費は、今までの1億6千万円払っていた中のどのくらいにあたるのか。

●主管課 人件費は、職員で6・7人くらいだと思うが、具体的なデータは今、持ち合わせていない。

○委員 それは何という事業か。

●主管課 権利擁護事業ということで高齢・介護福祉課の補助事業で社会福祉協議会にお願いしているものである。

○委員 今までは、この中に入っていたのか。

●主管課 平成27年度が初めてである。

○委員 今の社会福祉協議会の陣容をそちらに回しているということか。

●主管課 そういうことである。人の割振りをして、人件費の調整を行っている。

○会長 受託事業が増えるということになるわけですね。

●主管課 平成26年度は33事業だったが、平成27年度は34事業に増えている。

○会長 それに伴い、受け入れ金が発生し、補助の必要がその分減ったということになりますね。

○委員 事業収入が、平成26年度が約2千3百万円だが、それが例えば1千万円近くになるということか。

●主管課 そのとおりである。たくさん事業があるが、大きなのは権利擁護事業で、1つ事業が増えたということである。

○委員 本協議会は、平成16年に設立され

ているのか。

●主管課 薩摩川内市が合併したのが平成16年であることから平成16年と記載してある。昭和39年ぐらいから、補助を出しているので昔から社会福祉協議会というものはある。

○委員 本要領によると、社会福祉協議会への補助金は平成22年から施行されている。平成22年から補助金を出しているのか。

●主管課 その前から出している。

○委員 合併する前から出しているということか。

●主管課 合併前は各市町村で出されており、合併後は薩摩川内市から出している。

○委員 本協議会の運営は8・9割が市の補助金で運営されている。本協議会は平成22年4月から平成27年3月までの間、経営改革プランが検討されているが、補助金額の縮小について具体的にどのような検討結果が出されているのか。

●主管課 市で財政運営プログラムを作成し、そちらで補助金の見直しをなさということで我々と社会福祉協議会と協議し、事業の内容をそれぞれ無駄がないか精査してもらい、昨年も機構改革をされている。社会福祉協議会も努力をされているが、最近、寄付等が少なくなってきて歳入面で苦しくなっているのかなという面はある。特に香典返しなど昔は1人2万円だったのが今は5千円になってきているのでなかなか厳しいという話を聞く。独立した社会法人等は、それなりに人の配置や合理化をして運用をしてくださいと話をしたところ、去年、一昨年とされている。

○委員 大きなところとしては、そういうところが、検討結果ということか。

●主管課 事業の見直しをしていただき、支所の統廃合や人の削減、不要な事業はしないということをお願いをし、実際、社会福祉協議会でもこのように実施されている。

○委員 補助金額はだんだん減っていることは事実か。

●主管課 事業に応じて、障害・社会福祉課が出すのは、法人運営事業ということで基本的な総務課の人件費を出すということで協議を毎年行っている。

○委員 配布資料の決算状況と社会福祉協議会がホームページに掲載している決算状況に差がある。

●主管課 本資料は、法人部門の事業のみあげてある。実質は、複式簿記で先ほど申し上げましたように、平成26年度は33事業あり、他会計繰り入れとかいろいろされている。本資料は、法人部門のみの金額を書いている。

○委員 社会福祉協議会のホームページを見ると、平成26年度の公的補助金と繰越金はそれぞれ約1億7千万円と約3千4百万円であり、本資料は約1億6千万円と0円である。これはどういうことか。また、仮に繰越金がある場合、補助金の配分比率も相当踏み込んで減額するような方策を検討する必要があるのではないか。社会福祉協議会の基金はいくらあるのか。あるとすれば、自己資金額によって補助金配分額も変わってくるのではないか。

●主管課 先ほども申し上げましたように、1ページについては、法人部門のみ抜粋して記載している。14～21ページには、全経理区分ということで載せてある。これらを参考につけてある。受託事業による収入や歳出、複式簿記で見づらいが毎年若干利益はあり、介護保険事業等も委託されているので、そこはいいみたいだが、他の事業では赤字が出ている部分もある。ということで、先ほど申しましたように、会計のやり繰りをして何とかすすめているが、基金もいくらかもってらっしゃる。

○委員 億単位か。

●主管課 億単位である。それも特定財源ということで、4つほど基金があるが、使途

目的が限られているものもある。いくらがあるが、黒字経営をしていかなければならないということを聞いている。

○委員 基金を当てにしてはいけないということですね。

●主管課 私どもとしても、基金の取り崩しができないかということでお願いして、少しは回された時もあったが、その後は厳しいので自主事業等にとっておきたいとのことであった。使途目的が限られている基金で、使えなかったりするので、今後、社会福祉協議会とも協議をしていかないといけない状況である。

○委員 これは公益法人か。

●主管課 社会福祉法人である。

○委員 本協議会の役員は、報酬を受け取っているのか。

●主管課 受け取っている。

○委員 役員は、理事が16名か。

●主管課 それを減らしているはずである。

○委員 評議員が33名か。

●主管課 評議員は、理事の約2倍近くいる。それも、経営が苦しい時は、理事や評議員の数を減らしている。

○委員 配布資料の決算資金収支計算書を見ると、経営収入約13億円の内人件費が約9億円と収入の約7割近くを占めている。

●主管課 人件費が多いのは、1市4町4村 甕島支所等を合わせて職員（正職員、嘱託、臨時等を含め）が全部で約390名いる。

○委員 法律等に、役員、評議員の配置人数は謳ってあるのか。

●主管課 規約等に定めがあったと思う。

○委員 そもそも論になるが、社会福祉協議会の事業経営というのは、自助努力というのが本質ですね。

●主管課 努力をして下さいということをお願いはしている。

○委員 これだけ市の補助金が、社会福祉協議会の予算を多く占めているのを勘案す

ると、市役所の下請け法人とみられるのではないか。市からの補助金がないと、経営が成り立たない。毎年、補助金額の減額の方策を人事、給与、事業見直し、廃止、移管などこれを抑制する方向にもっていかないと、仕事が増えれば人が増えてくる、人が増えてくれば、予算等どんどんうなぎのぼりになってくる。先ほども申し上げたように、市の財政を考えれば、ある程度のここまでぐらいしか出せないよというのを見てやらないと仕事を持ってくれば持ってくるほど、人も増えれば増えるほどお金もかかる。そこはきちっとしないと大変なことになるのではないか。

●**主管課** 甕島地区や市ではなかなかできないところを社会福祉協議会にカバーしてもらっている。採算、不採算部門というところを社会福祉協議会に見てもらっている。ある程度はお願いしないといけないが、なかなか言えないところもあるので、その都度協議をしながらやっている。

○**委員** 離島を持つということは、その自治体にもすごく財政負担がかかってくるということである。甕島が薩摩川内市になったということはそういうことである。財政基盤が、がっちりしている薩摩川内市でないとできない。どこの離島もそうだが、離島は県や財政基盤がしっかりしている市がカバーをしている。甕島も財政基盤が弱ければ、必要な分だけ市が補助すべきである。一般論として、社会福祉協議会というのは、独立したものだと頭に入れないと予算がうなぎのぼりになるので、主管課で上限を設けておかないと、歯止めがきかなくなるのではないかと危惧している。

●**主管課** 26ページにいろいろな事業がある。社会福祉協議会も事業が増えて大変だが、その都度、協議をしながら、うまくいく方向でやりたいということで、いつも協議をしている。なかなかうまくいかない点もある。

○**委員** 1ページの決算状況を見ると、平成26年度において市補助金の割合は87.6%であり、自己負担は、12.4%である。市が約1億6千万円も補助金を出すというのは、市が団体に対して出す補助金の中で1番大きい額なのではないか。本補助金は、社会福祉法人ということで、独立採算で、どこの企業でもされている昨今である。それを補助金に頼って事業をすることと、金額が多額過ぎて我々はびっくりする。委員がおっしゃっていたように基金の状況については、ここに明記すべきである。私は、鹿島の社会福祉委員もしているが、補助金を受け取って、基金だけ積み上げるという状態ではいけないので、基金の状況を我々にも示すべきではないかと思う。それと、甕島がいろんな負担になっているということだが、決算書を見ると、鹿島に赤字はないみたいである。逆に、儲けたお金を本庁にとられているような感じがする。間違いがないように調査して、我々にも説明してくれないと、離島だから赤字だということは、まずありえないし、そういう誤解が生まれてしまうので、そこはよく調べてからやっていただきたい。

●**主管課** 事業によって、それぞれ浮き沈みがある。

○**委員** 香典返しなど本庁にとられてしまう。よって、しないこととしている。

●**主管課** 市からの補助金だが、社会福祉協議会という法人自体が、寄付金等で賄っている団体で、足りない部分は市が補っており、地域福祉活動ということで、助成している。本市だけでなく、他の市町村もかなり補助等されている。薩摩川内市の場合は、事業が多くあり、広域に渡っているので、人の配置に補助が出ているのではないかなと思う。より、効率的な運営、機構改革等をしていただくよう、いつも相談しているところである。

○**委員** 社会福祉協議会は、本補助金がない

と運営できないのか。補助金であぐらをかいているのではないか。

●**主管課** 努力はされているので、そうではないと思う。

○**委員** 努力の跡が見当たらない。

○**委員** 事業計画の中で、平成25・26年の補助金に対する収支と内訳はわかるが、平成27年度については、事業計画書がなく、内訳もわからない。本来ならば、当初の事業計画書等あるはずなのに、このようなものがなくても、予算が執行できたということか。

●**主管課** 作成していらっしゃる。それに基づいて本補助金を交付している。

○**委員** そうであれば、我々にも見せて、ここについての補助金はいくらですよというのを示してほしい。本資料は結果的なものであり、普通は、予算があれば、計画があって執行したり、実績が出てきてどうでしょうかというものである。今申し上げたように、貰う部分は約1億円あって、何が増えて、何が減ったとかいうのが具体的に見えない。大きな数字が動くのであれば、だからこうですよという納得できる説明をされたい。主管課はいろいろ説明されるが、今年の予算はいくらですよ、だから1億円ですよ、去年とは6千万円も違うのであれば、違う理由、当然今年度の予算はいくらで、収入がいくらで、支出がいくら、だからこうですよというのを示されたい。それをもって、月毎にそれぞれ事業を進めて、費用を執行し、決算時に、こうですよ、示さなければならない。これを見る限り、変わったことしかわからない。普通は、計画書があって、然るべきじゃないかなと思うので、ぜひお願いしたいと思う。

○**課長** 当課において、準備資料ということで、実はそこまで言及しなかったところもあったので、わかりづらい説明となったことは当課としても反省しているところである。6千万円の根拠が、対比して何が昨

年度と違うのかというところを表という形で見れたら、先ほど委員の質問に始まって、みなさんに共通する部分だと思うので、そこは次回の委員会でお示しできればと思うので、今回は申し訳ございませんでした。

○**会長** 経過報告等を出していただければ、結構である。差異が大きかったもので、皆様から疑義が出たところであった。

1 補助金評価

(4) 更生保護女性会運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 資料4と資料6が関連がある。そこを含めてお願いしたい。まず、資料4の要綱を見れば、わからなくもないが、資料4と資料6の活動と補助の目的の違いは何か。また、資料4の活動内容を見ると地域密着というのが感じられない。補助金の繰越も含めて、地域密着の活動をされたい。このあたりのご指導はどうされているのかお聞きしたい。

●**主管課** 資料4について、更生保護会は、任意のボランティア団体であり、女性としての立場で更生保護事業の援助・協力等を行い、青少年の健全育成や罪を犯した女性の犯罪者を見守ったり、保護司と連携して、更生保護のお手伝い、啓発活動、それから地域に入り、話や情報収集をしている。活動の中には、研修等もある。また、資料6の保護司は、厚生労働大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員のボランティア団体であり、そこが違いである。

○**委員** 補助はおっしゃるとおりボランティアですから、保護司会の方から経費が出るのか。

●**主管課** 更生保護会の場合は、自分たちで物販をして資金を集めていらっしゃる。足りない部分は市から5万円ずつ補助しているところである。

○**委員** 資金が出ないボランティアの形でいろんな活動をされているが、会務報告の中に、原子力関係の会議に参加した等の本

補助の活動とは関係のない報告がある。地域で更生保護に関する会議をしたという報告ならいいが、無関係な部分がみられる。代表の方がいろんな会議に出られたことを報告されているが、やはり更生保護に関する直接的な活動報告をされた方がいいと思う。それと、更生保護の活動についても、ある程度地域に密着した、それは何も更生保護の対象者だけでなくして、それを取り巻く地域との連携が必要ですから、そういうのを広げていただければありがたい。

●**主管課** 記載内容については、今後、団体等にも伝えて必要なところは変えるようにお願いしたいと思う。研修とか、個々のケースにあたった例はここには出ていないが、隠れた分もあると思う。そこはご理解いただきたい。PR活動や街頭ボランティアなどを保護司会と一緒にされているのでよろしくをお願いしたい。

○**副会長** 事業計画書の中に「過ちに陥った人たちの更生の支えとなる」と書かれていて、実際、そういう活動もされていらっしゃるんですね。私としてはそういうことの方が大事で、報告書の中身があまりにもキャンペーン的な部分が出過ぎて、逆に個々の団体の意義というところが見えなくなっているような気がする。実際わからないが、そういったものを前面に出さないでしていただくほうが、理解は得られやすいのかなと思う。薩摩川内市でそういう方々がいらっしゃるということも知りたいというか、これぐらいいるっていうのも知りたいし、個人的なこともあるので、なかなか表に出にくいところもあると思うが、本当に本団体がそういったところで、支えになっていらっしゃるのであれば、有意義な活動だと思うので、そこら辺の書き方をお願いしたい。

●**主管課** 犯罪を起こした人が女性の場合、男性ではちょっとなかなか信頼を得ない

ということもあり、女性の方が立ち会った方がいいのかなということで一緒について行ったりしているようである。そういう協力やボランティアのキャンペーンやPR等をされている。なかなかこれには表面上出てこない部分もあるので、そこは今後検討したいと思う。

○**委員** 平成24年度の補助金評価では、繰越金対策が指摘されている。過去3カ年の決算状況を見るに昨年度は繰越金が増えているが、どのような対策を講じた結果、指摘事項が遵守できなかったのか。

●**主管課** 実際、補助金額が5万円であるため、平成26年度の精算額は、約4万円と約6万円で合計約11万であった。少しは翌年度分に残しておかないと、補助金を受け取る前の4月の事業に影響する。たまたまその年は、繰越金が増えたが、私どもとしてはそれほど大きな金額とは思っていない。補助金額に対して、繰越金が多いということで、ここでは指摘されていると思う。例えば、補助金額が260万円で繰越金も260万円であれば、多大な金額であると思うが、私どもとしては、5万円は多大な金額とは考えづらい。補助金額に対しての繰越金が多いということで、ここに書かれている。

○**委員** 繰越金はいくらか。

●**主管課** 11万7千円である。

○**委員** そしたら補助金はいらないのではないか。先ほどは億単位だったが、本繰越金は十万単位である。どちらにせよ税金にかわりはない。それはそれとして、主管課でも精査をして、指導しなければならない。平成24年度の見直しで、委員からそのような意見が出ているので、今回も引き続き繰越金の対策をお願いしたい。

●**主管課** 指導していきたい。

○**委員** 本活動はどこまでやったら評価できると判断するのは難しいのではないか。従って、市としては、毎年の繰越金、事業

内容、効果の測定等をきちんと精査していただきたい。また、本活動主体は国、地方自治体の財政状況を把握、認識し、補助金なしで組織としてできる範囲で事業を行えるよう、主管課より指導をする必要があると考える。

○会長 これはご意見ですね。

○委員 そうである。

○委員 委員のおっしゃるとおり、決算書を見ると、繰越金がある。普通であれば、決算書を清算をして、黒字になれば市に返すというのが決まりではないのか。

●主管課 年度初めの4・5月の事業があるため、繰越金はある程度は残さないといけない。

○委員 補助金の清算時に、黒字であれば、市に返納するというのが制度ではないのか。

○課長 今あったように、年間を通じて、収入がない時の予算の額というのは、必要な分があるが、そういうところも全部クリアされるのであれば、今のような考えは出てくると思う。私も平成23年度の状況の繰越金を探しているが、平成24年度の委員会で出たコメントは、平成22・23年度の傾向を見ると、その時は、今の10万円というものからすると、多額だったのではないかと推察できる。まだ、数値が探せていなくて申し訳ないが、それからすると、その指摘を受けた翌年度から繰越金も減額されており、対策は当然されたはずだが、委員が納得されるまでには達していないし、今おっしゃられている誤解も生じている。ただ、主管課としては、年間を考えた時に財源の確保というのを見ていかないといけないというところはあるかと思う。

○委員 それは、概算払いで貰って、清算して、返納すればいいのではないか。補助制度はそういうものではないのか。

○課長 この団体に限らず、今までの傾向からしても、そういう繰越金の議論というの

は出ている。それで、補助金等評価委員会の頃、昨年度の報告書の中にもやはり、繰越金の考え方については、今言ったような部分も出てきている。もちろん私たちが見の中で改善は図られているが、抜本的な部分までは達していない部分もある。そこは、私たちとしてもしっかり見ていきたい。

○委員 決算書を見ると、保護司会から2万円の助成金を受け取っているが、これは県の保護司会か。それとも市の保護司会か。

●主管課 市の保護司会である。

○委員 市から補助金を貰っているのに、助成金を出すのか。市の保護司会も補助金を貰っているのに、補助金を貰っていないながら、更生保護女性会に助成金を出すのか。

●主管課 社会福祉協議会の場合、共同募金の配分事業を活用した補助金ということで、地域の実情にあった助成の実施を目的に共同募金の審査委員会があり、そこで、活動状況等に応じて、配分金を渡している性格の補助金である。

○会長 助成金という項目ではなくて、事業収入等の別な項目を設ければいいですね。

○委員 今の話に上乗せするわけではないが、交付要領に補助対象経費は、役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費、負担金及び積立金を除くとあるが、決算書をみると書いてある。また、運営補助としているが、どちらかというと今後は、事業補助として持って行った方がいいのかなと思う。

●主管課 なかなか難しい。

○委員 そうであれば、1ページの書き方、文言等を注意しないと、決算書を見た時に、つじつまが合わなくなってくる。

○委員 委員がおっしゃるとおり、補助対象経費の中で役員報酬、交際費、食糧費、慶弔費等は除くとなっている。しかし、9ページの決算書には、慶弔費が支出されていることがわかる。これには違和感を感じる。

○会長 その精査はされているんですよね。

●主管課 研修費補助ということで、かなり

支出しており、それが事業費ということになる。

○**会長** 補助金該当経費という形でのピックアップの仕方をされているのか。その辺りを明確にされたらわかりやすかったのと、それなりの資料があればありがたかった。委員の言い方と同じで、補助金の使い道はどうなっているのかというのは、5万円の使用のボリュームのところを経費として扱っていますよということで、この部分が補助金の部分ですよというのを明確にできるようなものが何か必要だったのかなと思う。あとは、社会福祉協議会や保護司会から助成金を受け取るのはどうなのかというのものもあるが、これについては保護司会のところでお話をする形でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

1 補助金評価

(5) 総合福祉会館維持管理補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 総合福祉会館の維持管理について、社会福祉協議会が行っている。社会福祉協議会には職員数が何人いるのか。また、本会館の維持管理について、人件費が発生しているが、資料3で社会福祉協議会に運営補助金を交付しており、同じ建物の中に同じ職員、会長がいるのであれば、1つの補助金で運営と維持管理を賄うことができないのか。普通は、合理化ということでそうする。個別に管理するから補助金が発生するのではないのかということを本資料を見て感じた。同じ敷地の中に同じ建屋が立って、そこに入っている方も会長も一緒であれば、一つにして管理すればいいのではないかと感じる。合理化とはそうではないかなと思う。

●**主管課** 社会福祉協議会の運営補助金は、本所だけでなく、支所も含めた分の法人部門ということで、今回は、総合福祉会館だけについて、こうした方がより明確にチェックもできるということで、してあるのか

かなと思う。総合福祉会館の歳入や修繕とか出てくるのでそこだけに絞った方が、補助金の出し方も正しいのかなと思っている。

○**委員** 毎年、維持管理経費の中で、備品購入等があるのか。

●**主管課** 備品購入や修繕は、毎年、協議の中でここがおかしいから今年はこれを計上したいとかその都度協議をしている。備品購入も毎年しているわけではなく、金額もその年によって違うので、そこはまた、協議をして、認めないものは認めないし、その都度協議をしている。

○**委員** それにしても金額が大きい。例えば、今年はこれを変えるから補助金が必要だというならわかるが、毎年同じ金額が必要か。

●**主管課** 同じ金額だが、要するに一番かかるのは委託料である。本会館を維持する清掃業務とかいろんな委託があるが、それが約500万円くらいである。光熱費、修繕費が約900万円である。そこが9割ほどを占める。10ページの平成24年度の清算書で委託料、需用費が9割を占める。こうした方が管理もしやすいし、こちらもチェックもしやすいということで、このような補助をやっているのではないかなと思う。

○**委員** よくわからない。本所には何人いるのか。

●**主管課** 本所には、総務課等の職員が約100名いる。

○**委員** 通常だと、総合福祉会館の維持管理は総務課が担当するものですね。そこを分けた理由は何か。

●**主管課** 施設管理に関する部門ということで、分けている。また、社会福祉法人のため、複式簿記になっており、事業会計を分けることになっている。先ほどから出ている介護保険事業、いろんな市からの委託事業、おおもとなっている社会福祉協議会の運営補助、総合福祉会館は総合福祉会館で施設であるため、当然そこも総合福祉

会館の事業費ということで、事業科目を法人会計というのは分けるようになっている。これは社会福祉協議会に限らず、どこ这个社会福祉法人という老人ホームや保育所などの事業所は、全て法人会計ということでこれで新会計ということで複式簿記でしているので、事業を全て分けなさいということになっている。総合福祉会館も一つの事業ということで、予算をとっているの中でその中に市の補助金を出している。

○委員 全体で合わせたら、1億1千2百万円ほどかかっている。かなり大きい。

○会長 ご説明ありがとうございます。先ほどの社会福祉協議会の33の事業の中の1として含まれているということですね。

●主管課 はい。

○委員 総合福祉会館の所有者は誰か。

●主管課 社会福祉協議会である。

○委員 あくまでもこれは、社会福祉協議会の財産か。

●主管課 そうである。

○委員 そうすると補助金という形でしか出せないし、指定管理者というわけではないということですね。

●主管課 はい。

○委員 16ページの財源内訳の中で、社会福祉協議会の財源を持ち出してきていることがわかるが、その中で、その他法人運営事業より繰入とあるが、これにはダブルで補助金が、補助金の対象になっている事業、会計はどちらか。

●主管課 法人運営事業の歳入から、足りなかったから、こちらにもってきた。

○委員 それは問題ないのですね。

●主管課 はい。社会福祉協議会の一般財源から持ってきたということで。

○会長 足りないから足したということで、これは変移する繰入金になるのですね。

●主管課 法人部門からこちらに繰り入れた。法人部門については、他の事業もいろ

いろしている。

○委員 毎年約1千万円の維持管理費用が市から補助金として出されている。総合福祉会館自体も社会福祉協議会に入っているということで、社会福祉協議会にも何億円の補助金が出されているが、第2の市役所なのか。これは、行政改革推進課長にも質問したいが、この薩摩川内市が定める公共施設に準ずるものとして、内部評価のとおりに会館そのもののあり方とか維持管理費用のあり方を検討する必要があるのではないか。

○課長 今、施設の観点から言われて、実はこの後、社会福祉協議会よりも非常に大きなまちづくり公社の担当の財産活用推進課が控えている。実際、1,162の施設のうち、162の施設は処分する方針を出している。さらに、再配置計画を作っていく方針を出しているが、市が補助金を出しているのは、施設の考え方についても、そこで明確に回答させていただければと思う。余談になるが、マイナンバーの説明をしに総合福祉会館に午前中行ってきた。何回か足を運んで説明をしているが、活用頻度ということで、成果指標の実績で会議室等利用実績が1,786団体、利用者数26,825人ということで、こういう意味では非常に市民の活用が図られている施設ではあるということは感じる。ただ、今後の市の方針については後ほど主管課から説明させていただきたい。

●主管課 総合社会福祉会館ということで、福祉的な行事等がメインの会館ということで、一般の会議室とは違うということをご理解いただきたい。

○委員 お金の8・9割が市から出ていれば、市民はそういうふうには、受け取られないので検討していただきたい。第2の市役所である。

○課長 今のところ、主管課としても、福祉部門としては、今のような回答しかできな

いと思うが、全体的な市全体の考え方としては、財産活用推進課から回答させていたきたいと思う。

●**主管課** 総合福祉会館の管理運営規程というものがあり、会館の業務として、社会福祉思想の普及宣伝に関する事、福祉団体の指導育成に関する事、次の事業に供するための施設利用に関する事として、各種相談、指導に関する事、ボランティア活動に関する事、機能回復訓練、健康増進、指導に関する事、福祉的レクリエーションに関する事、福祉団体の事務局設置に関する事、その他会長が必要と認められる事業に関する事ということ、これらがその会館の主な業務となっている。

○**委員** その業務を自主財源ですれば、こういう話は出ない。お金が8・9割市から出ているから、こういう話にもっていかざるを得ない。これは市民全員同じ考えだと思う。

○**会長** お尋ねする。以前、薩摩川内市として太陽光発電が流行した際に、いろんな施設を太陽光発電の箇所として利用されないかと市として問い合わせをされた時に、社会福祉協議会の会館等を太陽光発電を設置できる環境にあったのか。

●**主管課** 把握していない。

○**会長** もし、そういうので事業者等が利用させてくれというようなことがあったとすれば、何らかの財源が発生していたかもしれない。そういうタイムリーなことにも目を光らせていただければ、いろんな自主財源の獲得に繋がるかもしれない。何らかのアンテナを張っていただき、自主財源の確保に努めていただけたら、我々も努力をされているんだということを理解できると思う。

○**委員** 総合福祉会館を設立した時、建設は市が補助金を出したのか。それとも自主財源で建設したのか。

●**主管課** 建設は市が補助金を出している。

○**委員** かなり出しているのか。

●**主管課** 出している。

○**委員** 社会福祉協議会が出したというよりは、実質は公設の感じですよ。そういう面で先ほどあったとおり、本当は、指定管理の競争入札でとるべきでないかという論議も出てくる。ただ、設備そのものが社会福祉協議会のものになっているんでしょうからね、だけど、実際の資金は、ほとんど市から出ているんですよ。

●**主管課** 建設当時、市で造るかという話もあったみたいだが、社会福祉協議会で建設したほうが、補助事業が使えるということで、その分財源が出てくるということで、補助事業になったみたいである。市から補助を出して、建設したみたいである。そのような経緯だったと聞いている。

○**会長** 補助が出ていたということですね。

1 補助金評価

(6) 薩摩保護区保護司会運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** 補助金を貰っている保護司会が、同じく補助金を貰っている更生保護女性会に助成金を出すというのはいかがなものか。

●**主管課** おっしゃるとおりだと思うが、保護司会としては、更生保護女性会に協力を頂いているということで助成金を出されていると思う。助成金の出し方については今後、検討して頂き、話をしたいと思う。

○**会長** 事業利益みたいな形で書きようがあると思う。

●**主管課** 内容を精査して、費用弁償の書き方などを含めて協議したいと思う。

○**会長** こういう助成金という形じゃない出し方になると思う。どちらかというと、何人出たから、何人分の費用をお支払いしますというような書き方になると思う。そこら辺の収入の見方もしっかりと対象を書いていたきたい。

○**委員** 厳しい意見になるかもしれないが、

補助を貰っているのに他団体に助成金を出すのはおかしいと思いませんでしたか。

○委員 更生保護女性会に出している2万円の助成金は、資料6の収支決算書のどこに記載してあるのか。例えば、広報費の2万円というところであれば、保護司会の広報活動の一環を担ってもらうということで理解できる。委員がおっしゃったように、補助を貰っているのに他団体に助成金を出すのはおかしい。

●主管課 保護司だけでなく、女性の力を借りなければならない時もあり、それに対しての謝礼的な部分もあると思う。内容を精査し、検討したいと思う。

○副会長 歴史的経緯あつてのだと思うが、保護司会と更生保護女性会というのが2つあつて、規約的なものを見るとほぼ同じような感じだが、活動の内容からした時に、女性らしい活動とかボランティア活動をされているということらしいが、わざわざ分かれている理由がわからない。時代的なものもあるのかもしれないが、県も女性会があつたり、国があつたり、そういう会に出ないといけないから、分かれているというのものもあるかもしれないが、あえてこのようにわかれる理由もないのかなと思う。例えば、同じにして、その中で女性的なものがあつて、予算があつての、そういうことを検討してもいいのかなと思った。

●主管課 保護司会、更生保護女性会については、全国組織である。ただ位置づけは、冒頭で説明した通り、保護司は国家公務員という位置づけだが、更生保護女性会については、任意のボランティアという位置づけになる。ただ、国もそういうことで、更生保護女性会を認めて、協力を頂いている。更生保護女性会の役割は重要なところだと考えている。あと、BBS会といってビッグブラザーズアンドシスターズムーブメントということで、若者の特に罪を犯した人に対して高齢の保護司さんたちが、そ

ういう若い人たちと話したりして、そういう関係団体と協力して、更生保護の事業を行っている。今も保護司会の活動の中にも更生保護会とかBBS会とかいろいろ寄つて、研修会を開催したり、事業の推進をされているところである。私も統一されたらというそういう思いもあつたが、いろいろな組織が全国的なものも含め、昔からできている。これが活動状況である。

○委員 本補助金は平成19年から毎年74万6千円を出しているのか。

●主管課 ここ3・4年は、74万6千円である。算定の仕方は、国勢調査の世帯数に基づいて、金額を決めている。今のところ平成22年度の国勢調査の世帯数で、世帯数に20円を乗じた額の90パーセントということで補助金を出している。薩摩保護区保護司会は、薩摩川内市とさつま町の1市1町で構成されている。その補助金については、さつま町とも調整しながらやっているところである。

○委員 本交付要領に、補助金の見直しについては、平成22年度において所要の措置を講じるとあるが、どのような措置を講じたのか。

●主管課 事業の中身を精査していただき、効率的な運営をしていただいて、下げられるものは下げてくださいということで、協議はしているが、なかなか難しい。今後も、相談していきたいと思う。できるだけ、補助金額は減らしていきたいと考えているが、事業内容を見極め、交渉しながら、事業自体はすごい事業なので、できれば補助をしていきたいが、効率的な運営に努めていただくということと、中身を精査して、いらない部分は減額していきたいと思うので、ご理解いただきたい。

○委員 本要領に効果の測定が謳ってあるが、本補助事業が開始されてから昨年度までの研修会・犯罪予防活動の回数及び参加者数の推移はどうなっているのか。

●**主管課** 会務報告の中にスケジュール等が書いてあるが、なかなか活動、研修、会合いろいろ記載されていて、そこをこれには載せていないが、毎年このような状況で、推移している。

○**委員** 数は出ないのか。本要領には書いてあるのに、なぜ要領どおりにしないのか。それでないと、我々も判断のしようがない。例えば、参加者数が薩摩川内市の約9万人の人口のうち、数字的には出ていないが、小さい数字であろうかと思う。

●**主管課** 自分たちの研修や実際に罪を犯した人の話を聞く会、理解度を高めるための研修等がある。研修については、小中学校の校長先生方、教頭先生方、それから、自分たちでされる研修、いろいろとあるので、そこも、県の研修とかあって、割り当てもあるみたいで、市内の分はほとんど参加されているみたいである。

○**委員** 主管課としては、補助金を出して活動していただくが、やっぱりその検証は必要であり、交付要領の第8条だと思う。第8条を遵守しないと、精査が全くされていないと見られてしまう。そこは、これからしっかりとやっていただきたい。

●**主管課** 今言われた内容と数字をしっかりとおさえていきたいと思う。

○**委員** 更生保護女性会の補助金と同じで、本活動もどこまでやったら評価できると判断するのは難しい。同じ意見になるが、事業の内容や効果の測定等を主管課で精査し、74万6千円出すだけの効果があるのかというのを精査していただきたいのと、本活動主体は国、地方自治体の財政をよく把握勘案し、補助金なしで組織としてできる範囲で事業を行う必要性を検討していただきたい。

●**主管課** 11ページの収入に、この団体について、個人負担もあり、保護司1人につき3千円くらい納めていらっしゃる。それから、4番目の寄付金収入というところの

保護司寄付金ということで、保護司になられている方の事業主さんが多いが、そういう方々が、寄付をされて、ある程度なっているような団体なので、そこを一つご理解いただきたい。

○**委員** それはよくしていただいているなと思うが、要はできる範囲でいいんじゃないかということである。どこまでやったらいいとかそういう条件がない。参加者数が1,000人だったらよいとかそういう捉え方ができない。そうであれば、できる範囲で、あなたたちがもっている予算の範囲でやってくださいということであれば、補助金はいらない。市の財政を考えれば、そのところをよく、事業主と話し合っていたきたい。

○**委員** 保護司会は直接保護対象者と接触すると思うが、更生保護女性会は、保護対象者と直接対応することがあるのか。

●**主管課** ほとんどないと思う。

○**委員** ほとんど啓発活動ですね。

○**委員** 収支清算書の特別会計繰入金支出の10万円とあるが、保護司会の中に特別会計があるのか。

●**主管課** 積み立てをして、基金みたいな感じでお金を積み立てていらっしゃる。何年かに一回大会があるということで、それに向けて積み立てをされてると聞いている。

○**委員** 補助金を貰って、基金を積み立てるのか。

●**主管課** 保護司会の大会が何年かに一回あるみたいで、それに向けた積み立てと聞いている。

○**委員** 我々は納得がいかないが、補助金を貰いながら、基金を積み立てるということは、10万円まだ余裕があるということである。よって、補助金を10万円削ってもいいのではないか。

●**主管課** ただ、その大会の際にお金がないということを考えて積み立てをしている。

○**委員** それは理由にはならない。こういう

ところをちゃんと精査して、基金に積み立てる補助金はありませんよということをちゃんと指導していかないと、10万円ずつ基金に積み立てているのに補助金をその分やるというのは、市民は納得しない、また、補助金の性質には費用対効果というものがあり、それが仕組みだと思っているが、委員が言われたとおり、効果はどうか。これには明記されていない。

●**主管課** なかなか数字には出ないが、県下の状況を聞いたら、薩摩地区の犯罪発生率が少ないということで、保護司会の活動がしっかりされているということで県の保護観察官もおっしゃっていた。

○**委員** それはあなたが言うことであり、本資料に効果というものを明記しなければならない。

●**主管課** それがなかなか難しい。

○**委員** 難しくない。

○**委員** そういう評価は、自分たちでするには難しいかもしれないが、交付要領の第8条に研修会等の項目、回数と参加者数と書いてあり、それは簡単に出るはずである。それを見て、こちらが評価すればいいわけで、その評価が難しいか、難しくないかはこちらの話である。とにかく、回数と参加者数を出していなければ、大至急きっちりした推移表で出させないと、補助金の交付要領を守っていないことになる。これは、先ほどの更生保護女性団体もだが、女性団体はこれよりぼんやり書いてあるが、これも交付要領に書いてある。両方ともそういう評価がなかなか難しいから数字で貰おうということで本補助金を出そうとしたんだと思う。これが貰っていないんだとすれば、貰わなければならない。

●**主管課** 数字を拾い上げてみる。

○**会長** 基金の問題等もあったので、後ほどみなさんのご意見の集約の中で再度、検討したいと思う。

1 補助金評価

(7) 薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金

(主管課説明後、質疑・協議)

○**委員** これは意見として言う。本補助金に関する諮問は、本委員会で対応できる議案ではないのではないかと感じる。その理由として、①本公社の予算は全て市の補助金で賄われており、また、その金額も2億円を超す莫大な金額である。②本公社は、第二の市役所的要素を含んでおり、本公社のあり方、定員、維持管理、市民ニーズ、必要性等総合的に検討しなければならないものである。③本公社が担当する各種事業活動は公益目的事業であり、これらの各事業の現状等を把握しないと本公社に係る問題点等は論じることはいえない。④本公社を含めた公共施設の適正配置、計画的な管理は本市の総合戦略的な会議で議論すべきものではないか。ということで私は資料7の補助金に関する諮問は、本委員会で対応できる議案ではないのではないかと感じる。

○**会長** ご意見ということであった。後で皆さんとの話し合いの中で、話を出させていただく。

○**委員** まちづくり公社が、公園の整備などこれは、指定管理の受託事業で補助事業対象なのか。

●**主管課** 指定管理の受託事業であり、公園を例にとると、公園の整備に係る機械や燃料費等については主管課から委託料で払っている。そこに従事している職員等については補助金で賄っている。仮に、これを民間の方がとられた場合については、人件費を含めて全て委託料で支払われるべきものということで、補助金の性格からして、若干違うというのはご理解いただきたい。人件費相当分を補助金で払っているというところが、まちづくり公社が受託している施設については、そういう現状があるというのをご理解いただきたい。

○**委員** 薩摩川内市というのは、一次産業

のまちですよね。公園の整備をしているが、田舎に新しく公園を作る必要があるのかと思う。新規公園の建設というのは、基本的にやめていった方がいいのかなと思う。これは財産活用推進課が担当か知らないが、市の施策として、周りに山や川がある中で、公園を作る必要があるのか。久見崎に公園ができていますが、お金をかけたのに、草がぼうぼうである。もったいないと思う。物を作らない方がいいと思う。そういう管理費として、まちづくり公社が担当されているかどうか知らないが、無駄な支出になっている。このあたりは、市長にも伝えてください。それと、中身の精査はしなければならない。我々が、全体的に精査はできないが、相当一つずつ精査していかないと、どんぶり勘定でされたいいけないと思う。そこはお願いしたい。

- 主管課** 公園の整備について、公園は普通公園と都市公園というのがある。都市公園というのは、ある程度緑地面積を確保するという観点から、必要性がある。普通公園は、任意に設置する施設だが、その地域の要望や宅地造成に伴って3パーセント分については、公園部分にしなければいけないということで、宅地を開発したところから、寄付を受けて、やってる公園というものもある。それについても、約100施設持っているが、全てに言えることだが、今後この公共施設のあり方というのは、当然考えていかなければならない部分もある。確かに、現在1,162の公共施設があり、まちづくり公社が持っている部分も含めて、再配置や統廃合をし、使わないのであれば閉鎖など、そういうことを検討しながら、公共施設の維持管理経費を縮減していかないと、今後の厳しい状況が見えてきている。それについては充分、まちづくり公社を含めて対応を検討している部分なので、そこ

はご理解いただきたい。

- 委員** 平成27年度において約1千6百万円上乘せされているが、市の職員がまちづくり公社へ出向したりしているのか。また、平成27年度の収支予算の経過報告というのではないのか。補助金額は、約2億4千万円あり、昨年度から約1千6百万円増えているが、収入・支出の事業計画書等がないので、何で増えたのかがこれを見る限り全くわからない。
- 主管課** 職員の74名については、全員まちづくり公社の職員である。公社を設立した当時については、やはり市としても関わっていかなければならないということで、市から職員を派遣していた時期もあったが、現在は74名全員、まちづくり公社の職員である。うち14名は、専門的であるプロパーということをしている。残りの職員は、契約職員と期限を切った職員を採用している状況である。事業費の増減については、先ほど説明した通り、基本的に職員の人件費である。当初で、1年間の74名分の人件費を試算して、その分を予算に計上している。当然、74名いるので病休や途中退職する場合がある。その時は、臨時の賃金事務職員を雇って、対応したりするので、経費が下がったりする。このため、前年と比較するのは難しいところがある。現在136の施設を受託しているが、受託している施設の数に増減があった場合には、数字の変化が謙虚に表れてくると思うが、施設に増減がない場合は、毎年同程度の補助金額となり、各課からの委託料というのが出てくる状況である。
- 委員** 約1千6百万円増えているのは、委託料なのか。
- 主管課** 資料12ページの施設管理受託事業収益が各課から施設の光熱費等にかかる委託料である。また、受取運営

補助金が市からの補助金である。概ねこの2つを合わせて、136の施設を維持管理している状況である。

○委員 指定管理制度をとるということか。

●主管課 現在は、136の施設を指定管理者制度に伴う指定管理制度で運用している。図書館の時間外については、補助金の中で、受託事業ということで、それは指定管理ではないが、やっている部分もある。例えば、時間外、土日の対応については、まちづくり公社の職員がしている。それ以外については、補助金で対応している。残りの部分は、指定管理者制度に伴う受託事業ということである。

○委員 職員は何人か。

●主管課 74名である。そのうち、14名がプロパーという期限がない職員である。残りは、契約職員である。雇用期限が1年であり、勤務状況等によって更新していると聞いている。

○委員 賃金が約2千百万円計上されているが、賃金がかかる方を含めて74名か。

●主管課 74名は賃金には含まれていない。

○委員 何人いるのか。

●主管課 そこは数字的には把握していない状況である。例えば、川内プールで監視員等に賃金が支払われている。また、都市公園の除草作業に係る賃金としてとっているというのがある。固定ではないので正確な数字は、把握しづらい。

○委員 賃金の方々は、74名以外の方々に、運営をしているということですね。

●主管課 そうである。

○委員 賃金と職員の給与等入れたら、相当大きな金額になる。

●主管課 1ページの人件費の欄の約2億2千2百万円が、職員の人件費と賃金

が入っているので、大きな金額になる。

○委員 それだけの職員がいないと運営していけないということか。

●主管課 74名の職員についても当課で、事業計画、賃金の配置計画等を定めて、査定をしているので、これでもギリギリかなという感じはしている。本当は、芸術文化部門では、もう少し専門職員を配置したいとか、施設設備関係では、もう少し設備の専門的なことをしながら、事前の保守をしたいということはあるが、なかなかそこについては難しいところがある。施設管理というのは大事なところなのである程度の人件費は、必要になってくるのかなと思う。

○会長 補助金のあり方等は先ほど委員からあったとおり、後ほど委員の皆様で話をするにとしたい。他に質問はあるか。

○委員 100施設の指定管理をして、円滑に管理がなされていると思うが、それぞれの指定管理の年数が定めてあり、その都度、更新時期には民間を含めた公募をされるということだが、今の人数を聞いた時に、仮に民間が落札をした場合は、まちづくり公社で雇用している職員は、契約社員を含めて、削減をしていかないと、対応はできない。そのリスクは当然あるとして、まちづくり公社は運営しているということですね。

●主管課 指定管理の年限は5年である。5年毎に先ほど言った資料館等については、まちづくり公社で専門的な職員を雇っているので、そこについては非公募でしている。文化ホール等でも、民間でもできたりするので、それについては公募になる。公募なので、他の一般の企業が、申請される可能性がある。仮に、他の業者が落札した場合は、まちづくり公社がそれに充てている職員については、当然、削減せざるを得ない。

○委員 今まで公募をされてきたと思うが、実際、結果的にまちづくり公社以外に受けるところがなかったということか。

●主管課 はい。

○委員 当然、指定管理者の委託の計算をする時に、今は補助金でまちづくり公社に渡しているけど、それに相当する分は委託料の中の積算に入れて、公募への対応はされるわけですね。結果として、まちづくり公社が落としたら、税金の関係で、そのうちの人件費相当分をこのように補助金に組み替える。そういうコンセプトでよいか。

●主管課 そのとおりである。

○課長 今後、第10回委員会までの間に、主管課長から要望があり、時間を頂いて、公共施設白書について説明をさせていただきたいということもあったので、本日も一部宿題を頂いているので、その際に、本日の資料に載っているもの以外の市が補助を出している施設の考え方等についてまとめて、その時説明させていただきたいと思う。

●主管課 公共施設白書に基づき、今後の公共施設のあり方について、専門的な知識、又、民間の代表者がいらっしゃる本委員会の皆様方から、いろいろなご意見をいただきたい。まだ方向性等が出ない部分でも、現状を把握して、いろいろな意見を聞きながら、公共施設の再配置計画、どのような施設の配置が望ましいのか、というのを策定していきたいという風に考えているので、その時には、皆様のご協力をいただきたいと思うので、その時はどうかよろしくお願いします。

2 補助金評価 まとめ

(1) 甕島輸送支援協議会補助金

○会長 まとめに入る。内部評価について、視点別評価は公益性、有効性、適格性及び妥当性について、いくつかB評価が出ている。その中でもC評価が出ていたが、

主管課の主観がこうだったということ、また追って変更になるかもしれない。補助金の見直し結果は、「現状のまま継続」となっている。上記方向の理由として、現行の3年間の期間限定事業では十分な効果が期待できないことから、関係団体、県等と連携し、制度の改正を要望していきたいとしている。現状のまま継続という理由は、国の離島振興法による補助がきっかけになって、3年間ということになったという経緯がある。その経緯を含めて3年以上延長してもらいたいということで、現状のまま継続としていただいている。これを踏まえて、追加の意見はあるか。

○委員 なし。

○会長 それでは、外部評価の視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、国のことで、今後現状のまま継続ということで、国の方に要望するという意味で「現状のまま継続」と主管課は言われていた。こちらについても、委員の皆様としても、国が支援するということがあったら、「現状のまま継続」という形で捉える。よろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 「現状のまま継続」とする。以上で甕島輸送支援協議会補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(2) 風しん等ワクチン接種等補助金

○会長 内部評価の視点別評価はいずれもA、今後の改革の方向性の理由について「見直しの上で継続：縮小」とされており、理由は平成25年度の流行により、2・3年間は、再度流行する恐れがあることから、今後の発生状況などの情報収

集に努め、状況を見極め、助成は縮小としている。発生状況、接種率、母子健康手帳交付時の啓発を努めていきたいということで、国も風しん等のピークは過ぎたと考えていた。それに合わせた形で、補助を削減していきましょうということで、主管課が「見直しの上で継続：縮小」と出されている。外部評価の結果を出したいと思う。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について内部評価と同様で「見直しの上で継続：縮小」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で風しん等ワクチン接種等補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(3) 社会福祉協議会運営補助金

○会長 内部評価の視点別評価は、B評価が事業の専門性・継続性からみて、適当である。というのと、職員等の人件費が主な経費であり、自主財源の比率を高める必要があるということと、現時点では財源確保の手段がないので止むを得ないということである。今後の改革の方向性として「見直しの上で継続：縮小」と出されている。社会福祉協議会が実施している福祉サービス等について、再検討し、見直しの上で継続するが縮小とした。事業内容の見直しや補助金額の縮小について、社会福祉協議会と協議を行っていくということである。委員の皆様、これらにつきまして、再度ご意見あるか。

○委員 補助金の費用が漠然としている。その中で、委託事業として移されるものは、委託事業に移して、事業内容を精査して、委託料で支払う形が一番いいのかなと思う。結果としては、事業収入の一部という形がいいのかなと思う。

○会長 もう少し、事業等を切り離していくべきとのお話だった。そういう形も望みたいと思う。

○委員 補助金を貰って運営しているからということで、ぬるま湯につかっているような感じがする。補助金を縮小して、社会福祉協議会には、自助努力をしていただきたい。

○会長 独立採算性的なものを導入されながら、収益等に繋がることを検討されたしということだと思う。他にあるか。

○委員 先ほど質問しなかったが、役員の中には、天下りという方は何名いるのか。

○課長 職員で、部課長級で1名いる。他には、理事長は以前、議長をされた方で非常に経験豊かな方で、そういう意味では、ふさわしい方である。

○委員 役員、評議員というのは、常勤か。非常勤か。

○課長 常勤も非常勤もいらっしゃる。先ほど、経営改革プランの話をされた時に、主管課は明確に回答できなかったが、実はその中に数値が書いてあり、平成18年度と平成25年度を比較した時に、自助努力ということで役員を減らしている。例えば、理事は、16名から12名に評議員は、33名から25名に減らしている。努力されている部分はあるが、なかなか上手く説明できず、6千万円の差の説明も納得できるようなものではなかった。次の委員会に間に合えば、わかりやすく平成26年度の事業計画、平成27年度と比較してどの部分が、新規の事業が抜けたと言っているが、わかれば説明して頂きたいと思う。

○委員 役員手当の話があったが、役員手当ではなく、日当だと思う。そこも含めて明確にしていきたい。

○会長 外部評価に入る。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評

価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について内部評価では「見直しの上で継続：縮小」としながら、先ほど皆様から意見があった通り、いろんな形で縮小の機会を行っていくということで、外部評価も「見直しの上で継続：縮小」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、社会福祉協議会運営補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(4) 更生保護女性会運営補助金

○会長 内部評価の視点別評価で、B評価がボランティア的な要素が強く、市が直接行うより適当である。営利目的の団体ではないため、半永続的な補助になる。とある。先ほど話があったように、保護司会との何らかの業務的なことについては、関わりがあるのではないかというご意見も出た。それも含めて、内部評価の今後の改革の方向性は「見直しの上で継続：縮小」とされている。行政改革推進課長が言われた通り、前々回くらいの、決算が出ていないので、そちらの方としては高かったと思われる。

○課長 先ほどは即答できなくて申し訳ない。資料1ページの翌年度繰越金で平成24年度が約9万5千円、平成25年度が約4万6千円となっている。その前年度、前々年度を見てみた。平成23年度が約14万1千円、平成22年度が約20万3千円ということで傾向から見ると、やはり平成24年度に指摘された時は、20万円と14万円という数字が出ており、そこから指摘があった平成24・25年度と見たところ、9万5千円、4万6千円と減っている。平成26年度では10万円を超してしまったということで、これまでの傾向とは変わってしまったが、指摘されたことによる改善は

わかる。

○会長 今後の改革の方向性「見直しの上で継続：縮小」の理由として、平成28～30年度を縮小・削減時期とし、当補助金の事業内容を精査し、補助額の見直しを行うとする財政運営プログラム方針に則り、縮小する。財政運営プログラムは後程までかかってくる。それと、効率的な運営に取り組んでいただくということも出ている。これらを踏まえて、委員の皆様から追加のご意見はあるか。

○委員 異議なし。

○会長 それでは外部評価に入る。視点別評価については、皆様のご意見がわかれるのではないかとと思われる。公益性、必要性は「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 有効性についてはどうか。

○委員 素直な意見を書いた方がいいのではないか。

○委員 会務報告を見ると、会議が多いことがわかる。

○副会長 ボランティアで支援をされていて、お金が出る部分については、会議に出る費用として充てているものと思った。だから、どうしても会議ばかりに出ている団体という印象が強くなってしまい、本当のところがわからないところがある。実際、保護が必要な方を支援する活動をされているのであれば、有効な団体だと思う。

○会長 それでは、その間をとって、有効性までは高いとし、適格性及び妥当性を「低い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性はどうするか。「見直しの上で継続：縮小」の他に「見直しの上で継続：移管」というものもある。移管を作った意味を行政改革推進課長にお聞きしたい。

○課長 保護司会との関係も出てくるし、

これまで明確に移管と評価されたケースはほとんどない。

○委員 補助内容の改善というのはどのような改善をするのか。

○会長 補助内容の改善も、縮小や拡大に関わる意味合いである。先ほど内部評価では、補助内容の改善としながら縮小としていた主管課もあった。

○委員 慶弔費を出したりしている部分もあるので、補助内容の改善で、補助金の使い道について、きちんと精査していただかないと、会議ばかりじゃなくて、保護活動で地域の啓蒙活動に繋がるようなものという補助内容の改善がいかんと思う。

○課長 そういう意味では、今おっしゃったことは補助内容の改善にあたると思う。

○委員 実際2団体だから、10万円を縮小するというのは、非常に難しいと思う。他の補助金との統合か、補助内容の改善として、支出内容の精査が必要かと思う。

○会長 「見直しの上で継続：補助内容の改善」でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、更生保護女性会運営補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(5) 総合福祉社会館維持管理補助金

○会長 この補助金については、お金の出所の問題があった。これを独立して補助の必要性があるということを訴えられていた。内部評価の視点別評価では、光熱費等の節約をする努力をされていたり、住民の福祉の向上のために造られた施設であり、高額な使用料は取れないので妥当だということがB評価である。今後の方向性について「見直しの上で継続：縮小」とされている。理由として、老朽化している施設の維持管理経費がかかるが、当補助金の事業内容を精査し、補助額の見直しを行うとする財政運営

プログラムに則り、縮小する。施設の維持管理内容の見直しや補助金額の縮小について、社会福祉協議会と協議を行っていく。というところだった。社会福祉協議会の基金をここに充てたらいけないのか。一括のリフォームというか大規模施設改修を含めて、社会福祉協議会の基金の使い道をこの総合福祉社会館等の補修等にも充てるべきじゃないだろうかと思う。

○課長 先ほど会計の分離が言われたが、今は複式簿記でしていて、意見として何で一緒にできないのかと言われたが、担当が予算の単位ということでそれぞれの部門別に分けていますということだった。根拠はあると思うので、そういったところも勉強する必要があるんじゃないかと感じたところである。

○会長 総合福祉社会館の管理費用と補修費用は年を取るごとに、どんどん膨らんでいく。耐用年数は、だいたい25～30年で、いずれ建て直さなきゃいけない。耐用年数を伸ばすには、いくらかの大きなお金をその時に投資しなければならないと思う。累積する補修手当を毎年支払うよりは、どこかの基金で一気に支払う方が良作じゃなからうかと思う。

○課長 組み替えとか予算、基金というものもちろんあるが、その手当の仕方も市の事業も非常に厳しい。繰入金等もある。積み立てについてもそういう制度的に、毎年充てるよりも基金という形でとっていくか。参考になるような部分を調べていきたいと思う。今日の意見を入れた中で、新たな情報があつた時は、最後のとりまとめの中で、協議していただければと思う。

○会長 他にあるか。

○委員 なし。

○会長 それでは、外部評価に入る。視点

別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性について、内部評価に合わせて財政運営プログラム方針というのも出ており、見直しの上で継続ということは間違いないと思うが、先ほど委員からもあったように、主管課が言う縮小が図れるかということと、補助内容の改善という話もあり、補助内容の改善か縮小の二者択一だと思うが、どうするか。

○委員 縮小というのは、補助金を縮小するということですよね。補助内容の改善というのは、補助額増えることがあるということですよね。

○会長 拡大とはいいませんけどね。

○委員 改善というわけだから、こうしなさいとか言われた場合、補助金が増える可能性がある。縮小は、削りなさいというそういう違いですよ。補助内容の改善であっても、縮小しなさいということもあるし、もうちょっと予算をこうしなさいということも考えられる。

○課長 補助内容の改善というのは、特に額的には、プラスもマイナスも十分あり得る。

○会長 2つチェックをつけていいのか。

○課長 それはいつも議論になるが、1つにしていただけるとありがたい。

○委員 「縮小」として、意見をつけたらいいのではないか。

○会長 いろんな意見が出ているので、「見直しの上で継続：縮小」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 自主財源の確保ということで、太陽光発電などその時のタイムリーな話に耳を傾けていれば、自主財源の確保に繋がっていたかもしれない。以上で、総

合福祉会館維持管理補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(6) 薩摩保護区保護司会運営補助金

○会長 内部評価の視点別評価について、B評価が、ボランティア的な要素が強く、市が直接行うより適当である。営利目的の団体ではない為、半永続的な補助になる。他に行う団体はないということだった。今後の改革の方向性は、財政運営プログラムを理由に「見直しの上で継続：縮小」となっている。市の予算の削減に合わせて一括で補助金を切る予定ですよということを言われているようである。交付要綱に合わせた形で、しっかりと資料を出していただきたい。行政改革推進課でもそういった資料が出ているかどうか判断していただき、本委員会の会議に出していただきたい。こちらについて、ご意見はあるか。

○委員 なし。

○会長 基金の問題があったが、普通の団体であれば、補助金を貰いながら基金を積み立てるということはしない。イベントがあるのはわかるが、その時の登録料で全て賄っている団体がほとんどである。委員もご存じのように、青年会議所であったとしても、その時のイベントでしかお金は集められない。基金的なものは不可能ということで、認識している。保護司会だけ、基金を積み立てて、イベント対策みたいなことをするのは時代遅れかもしれない。おまけにこれは補助金が出ている。

○課長 実績も当課で、しっかり見ていきたいと思う。これまでの歴史もあるだろうし、どういうイベントなのか、具体的に基金を崩して何に充てたのかというところは調べられると思う。それが本当に補助金に合致しているかどうかというところもあるので、委員の皆様の感覚からいくと、それはやっぱり違うのではないかと私たちも感じる。

○**会長** それでは外部評価に入る。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 今後の改革の方向性について、財政運営プログラムとも関連するので、内部評価と同様に「見直しの上で継続：縮小」という評価でよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** 以上で、薩摩保護区保護司会運営補助金を終了する。

2 補助金評価 まとめ

(7) 薩摩川内市民まちづくり公社運営補助金

○**会長** 内部評価の視点別評価は低い評価が多い。民間企業の参入が可能になるということでC評価もあるが、これは奨励してもいいくらいのことだと思う。今後の改革の方向性に「見直しの上で継続：補助内容の改善、移管」と2つチェックがついている。理由として、運営補助金は、管理部門の人件費及び公社事務局の事務費・賃借料等管理費とし、指定管理施設に係る人件費は、施設ごとに委託料の中で積算できる。施設ごとに人件費を積算し、委託料の見直しを行う。とある。このような補助制度自体を移管させようということを主管課も考えているようである。それらを踏まえて、今日の説明は苦しい所もあったと思うが、委員がおっしゃったこれが補助金としての評価の部類にあたるかということもあったが、主管課としては移管の中で、補助金という形になるのか、それとも事業毎に各課に振り分けられてくるのか、それらも今後検討されることじゃなかろうかと思う。行政改革推進課長としては、どのような雰囲気を持っているか。

○**課長** 節税ということを言われたので、そこが大きいのではないかと思う。どのくらい出費が出てくるのかというのも

あると思うので。移管というのは、簡単には言えないと思う。

○**会長** 主管課は、移管したいと思っているが、それが移管になるかどうかはわからない、というところであろうかと思う。

○**課長** 影響額を見てみたいと思う。

○**会長** 私どもは、主管課が移管と考えているのであれば、どうこう言える立場ではない。

○**課長** 個人的な意見なので、参考にならなくて申し訳ない。

○**委員** 指定管理的な部分で移管する方法もあるだろうし、専門職を抱えているまごころ文学館や歴史資料館という限られたものは補助金にして、その他は、指定管理や外部委託といった形をとっていく方法もある。そういう面で、移管する部分もあるし、補助内容の改善が必要な部分も出てくると思う。

○**課長** 前回の指摘でもあったように、そういう形でスリム化できればというのはもちろんある。委託料と人件費を合わせて5億円というのが出ているが、どこがラインになっているのか。どこを超えればどれだけ負担が大きいのかというそういうところが材料不足で何とも言えないところだが、そこを見ないと何とも言えない。

○**会長** 皆様方の雰囲気を見ると、移管ということ自体が見えないというところもあるので、内部評価では2つチェックを入れているが、私どもは1つに選ばなければならない。そういう意味では縮小とも捉えられない、拡大とも捉えられないので補助内容の改善をしていただきたいということを提案するということではよろしいか。

○**委員** 異議なし。

○**会長** それでは外部評価に入る。視点別評価について、公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性はいずれも「高い」と

いう評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 今後の改革の方向性は、今申し上げたように内部評価は「見直しの上で継続：移管」としているが、移管というところについて、私どもは思いつかないので、「見直しの上で継続：補助内容の改善」という評価でよろしいか。

○委員 異議なし。

○会長 以上で、薩摩川内市民まちづくり公社補助金を終了する。